

平成25年度

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 とちぎの元気につながる文化拠点施設における新たな事業展開等について
- 2 栃木県における社会的養護体制の充実について

平成25年11月

生活保健福祉委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	とちぎの元気につながる文化拠点施設における新たな事業展開等について ...	3
	1 現状及び県の取組	3
	2 とちぎの元気につながる文化拠点施設の充実・強化に関する提言	8
IV	栃木県における社会的養護体制の充実について	10
	1 現状及び県の取組	10
	2 栃木県における社会的養護体制の充実に向けた提言	14
V	おわりに	17
VI	委員会委員名簿	18
VII	調査関係部課	18

I はじめに

社会構造の変化により、人々の価値観やライフスタイルは大きく変化している。

その一端として、日々の暮らしをより心豊かなものにしようとする文化、芸術への志向の高まりがうかがえる。

また、その一方で、核家族化や都市化の進行等に伴う地域の絆の希薄化、家庭での養育機能の低下等が生じ、子どもの虐待の増加など深刻な事態を招いている。

当委員会としては、社会構造の変化がもたらした光と影に着目し、特定テーマとして取り上げ、現地調査や参考人招致により現状や課題等について把握するとともに、課題解決に向けた取組の方向性等について委員間討議を行うなど、積極的に活動してきた。

この報告書は、こうした当委員会の調査研究活動の成果を取りまとめたものである。

○県民生活部関係特定テーマ

「とちぎの元気につながる文化拠点施設における新たな事業展開等について」

社会構造やライフスタイルの変化に伴い、県民の文化・芸術に対する意識や生涯学習意欲は向上し、文化行政とりわけ県立美術館や博物館の有する多面的な機能や社会的役割への期待が増大してきている。

一方、両館は開館から数十年経過し、その間、全国はもとより県内においても多くの公立・私立の美術館、博物館等が開館するなど、両館を取り巻く環境の変化や多様化する県民ニーズに対する確にこたえるための取組が求められている。

そこで、両館が本県の文化や美術に関する拠点施設として、その魅力や価値を県内外に発信しながら、期待される役割を十分発揮することができるよう、機能の充実強化及び今後の新たな事業展開のあり方や、未来に向けての文化資産の適切で有効な保管等のあり方について必要な調査研究に取り組んだ。

○保健福祉部関係特定テーマ

「栃木県における社会的養護体制の充実について」

家庭や地域の養育機能の低下をはじめ子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童相談所や市町村に寄せられる虐待等の相談内容は複雑・多様化し、相談件数や保護を必要とする子どもの数は増加してきている。

また、虐待等を受けて育った子どもが十分な支援を受けられないまま親となった場合、自分の子どもを虐待してしまう危険性があるといった世代間連鎖を断ち切るためにも、社会的養護は十分な機能を備える必要がある。

そこで、「施設機能の強化と家庭的養護の推進」、「家庭支援機能等の強化」及び「自立支援策の強化」に重点を置いて、本県における社会的養護体制の更なる充実に向けた取組等について必要な調査研究に取り組んだ。

II 委員会活動状況

- 1 平成25年4月16日(火)【県民生活部及び保健福祉部関係特定テーマの決定】
「とちぎの元気につながる文化拠点施設における新たな事業展開等について」及び「栃木県における社会的養護体制の充実について」に決定した。
- 2 平成25年5月16日(木)【委員間討議】
特定テーマに関し、執行部から説明を受けた後、委員間討議を行った。
- 3 平成25年6月6日(木)【県内調査】
栃木県立美術館及び栃木県立博物館を訪問し、館の概要、課題、今後の運営方針等について説明を受け、意見交換を行った。
- 4 平成25年6月21日(金)【県内調査】
児童養護施設「きずな」、自立援助ホーム「星の家」、NPO法人「だいじょうぶ」及び栃木県中央児童相談所を訪問し、施設の概要、課題、今後の運営方針等について説明を受け、意見交換を行った。
- 5 平成25年7月31日(水)～8月2日(金)【県外調査】
 - ・「Plaza Puer 光の園」(大分県別府市)を訪問し、児童養護施設及び児童家庭支援センターの取組について説明を受け、意見交換を行った。
 - ・福岡市博物館(福岡県福岡市)及び長崎県美術館(長崎県長崎市)を訪問し、事業展開及び文化資産の保管状況等について説明を受け、意見交換を行った。
- 6 平成25年8月21日(水)【参考人招致】
次のとおり参考人から説明を受け、質疑及び意見交換を行った。
 - ・社会的養護を担う団体の立場から栃木県児童養護施設等連絡協議会会長牧恒男氏及び栃木県里親連合会副会長金澤伸子氏
 - ・社会的養護の下で生活した経験から2名(氏名等は非公表)
 - ・教員の立場から1名(氏名等は非公表)
 - ・雇用主の立場から(株)TAKARA CONSTRUCTION代表取締役 永山宝雄氏また、県が今年度実施した「退所児童等へのアンケート調査」の結果について報告を受けた。
- 7 平成25年9月27日(金)【参考人招致】
次のとおり参考人から説明を受け、質疑及び意見交換を行った。
 - ・茨城県陶芸美術館 館長 金子賢治氏
 - ・たばこと塩の博物館 学芸部長 半田昌之氏
- 8 平成25年10月1日(火)【委員間討議】
特定テーマに関し、これまでの調査・研究を踏まえ委員間討議を行った。
- 9 平成25年10月11日(金) 報告書骨子案の検討を行った。
- 10 平成25年10月24日(木) 報告書素案の検討を行った。
- 11 平成25年11月18日(月) 報告書案の検討及び取りまとめを行った。

Ⅲ とちぎの元気につながる文化拠点施設における新たな事業展開等について

1 現状及び県の取組

(1) 栃木県立美術館

ア 概要

栃木県立美術館は、昭和47年に開館した社会教育施設で、かつ博物館法に基づく登録博物館である。条例上の設置目的は、「美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、もつて文化の振興に寄与すること」である。

敷地面積は12,489㎡、延べ床面積は6,194㎡。うち展示系が約2,500㎡、保管系が約900㎡である。

イ 基本的性格

美術館の基本的性格は、社会教育施設であるが、同時に学校教育に利用されることを目的としていること、また、利用者の学習に役立つ調査・研究、収集、保存、教育・普及活動を行うこと、さらに、自由な精神が解放されるよう、美的な環境を整備することである。

ウ 運営方針

美術館の現在の運営方針は以下の6点である。

- (ア) 本県関係の美術資料、美術作家に関する研究調査、資料の収集保存、展示普及活動を運営の基本とする。
- (イ) 内外の美術史及び美術状況に幅広く対応する。
- (ウ) 県民が利用しやすい美術館とするため、地域の美術文化の向上、並びに地域住民の美術に関する生涯学習等に役立つ事業を行う。
- (エ) 学校教育との関連を重視する。
- (オ) 常に美観を保ち、利用者の心が解放される憩いの場となるよう配慮する。
- (カ) 関係諸機関との連絡協調を密にする。

エ 利用者数の状況

美術館の利用者数については、開館から平成24年度までの40年間において、約286万人の人々に利用されてきた。

過去5年間の展示会事業と普及教育事業に分けた利用者数を一覧表にしたものが次表（表1）であるが、近年は入館者数が減少傾向にある。

しかしながら、平成23年度の普及教育事業の利用者は1万人を超えるなど、普及教育事業は活発化している。普及教育事業としては、各企画展に併せて開催する各種ワークショップや講演会、上映会、コンサート等のほか、子供たちを対象とする創作工房アトラウンジさくら塾、親と子のための美術鑑賞教室、美術館クイズ探検隊等を実施している。

表1 【過去5カ年の利用者数推移 単位：人】

年 度	展覧会事業(内 企画展)	普及教育事業	合 計
H20	70,960 (32,924)	3,352	74,312
H21	58,137 (28,916)	4,579	62,716
H22	48,960 (26,577)	4,604	53,564
H23	45,249 (25,267)	10,388	55,637
H24	43,197 (23,502)	6,054	49,251

オ 収蔵品数及び収集方針

平成25年4月1日現在で8,696点の美術資料を収蔵している。

表2 【収蔵品数 単位：点数】

購入	寄贈等	基金財産	合計
3,194	5,496	6	8,696

収蔵に関しては、次の収集方針により行っている。

- (ア) 明治以降の本県の美術の展開を知るうえで重要な作品
- (イ) 明治以降の日本美術史を理解するうえで重要な作品
- (ウ) 18世紀後半以降の世界美術史を理解するうえで重要な作品
- (エ) その他、普及教育活動など美術館運営上必要な作品

カ 事業

美術館の事業としては、展覧会として企画展・常設展・館外展であるアートリンクとちぎを開催しているほか、先に触れた普及教育事業を実施するとともに、各学芸員が研究事業を行っている。

これら事業の実施回数等は以下のとおりである。

- (ア) 企画展 年4回開催
- (イ) 常設展 年4回展示替え
- (ウ) アートリンクとちぎ(県内市町における展覧会) 年2回程度実施
- (エ) その他普及活動(ワークショップ等) 年40~50回程度実施
- (オ) 研究事業 通年実施

キ 栃木県立美術館における課題（順不同）

本特定テーマに関するこれまでの委員会活動を通じて、委員が指摘した、または執行部自らが掲げた課題は以下のような点である。

- (ア) 企画展及び常設展における利用者数の減少傾向
- (イ) 展覧会事業や資料収集事業の充実
- (ウ) 学校等教育関係機関との連携
- (エ) 他館や地域との連携
- (オ) 館内レストランとのタイアップ等による新たな魅力の創出
- (カ) 長期的な展望と当面の課題など、美術館の在り方の検討
- (キ) 発信力の強化
- (ク) 空調をはじめとする施設設備の経年劣化や機能劣化
- (ケ) 収蔵スペースの確保
- (コ) 評価制度の導入

(2) 栃木県立博物館

ア 概要

栃木県立博物館は、昭和57年に開館した社会教育施設で、かつ博物館法に基づく登録博物館である。条例上の設置目的は、県民の教育、学術及び文化発展への寄与である。

敷地面積は12,499㎡、延べ床面積は11,264㎡。うち展示系が約3,200㎡、保管系が約2,000㎡である。

イ 基本的性格

博物館の基本的性格は、本県の人文及び自然に関する特色ある資料を取扱う総合的博物館であり、本県の人文及び自然を知るための資料の収集保存、調査研究、教育普及、情報サービス等博物館の諸機能を整備充実し、県内の中心的施設として機能を有機的に発揮することである。

ウ 運営方針

博物館の現在の運営方針は以下の5点である。

- (ア) 資料の収集はできる限り実物資料の収集に努める。
- (イ) 資料は永久的保存を目的とし、そのために必要な諸条件を具備する。
- (ウ) 収集した資料の調査研究を行い展示等に役立たせる。
- (エ) 展示をはじめ、講演会、研究会、館外活動等を積極的に行い、学校教育、社会教育との関連性を考慮した普及活動を行う、「進んで県民に働きかける開かれた博物館」とする。
- (オ) 県内博物館、郷土館等と相互に密接な連携を保ち、情報提供などを積極的に行うなど、情報資料センター的な機能を持たせる。

エ 利用者数の状況

博物館の利用者数については、開館から平成24年度までの30年間において、約475万人の人々に利用されてきた。

過去5年間の博物館入館者と移動博物館入館者等を合わせた利用者数を一覧表にしたものが次表であるが、コンスタントに10万人を超えている。

表3【過去5カ年の利用者数推移 単位：人】

年度	博物館入館者	移動博物館入館者	合計
H20	70,212	32,843	103,055
H21	70,236	97,332	167,568
H22	67,283	61,199	128,482
H23	100,805	19,009	119,814
H24	91,439	38,418	129,857

オ 収蔵品数及び収集方針

平成25年3月31日現在で、434,650点（うち自然系が約40万点）にのぼる整理済み博物資料を保有している。また、この外に未整理資料が約27万点ある。

表4【収蔵品数 単位：点数】

考古	歴史	民俗	美術工芸	地学	植物	動物	合計
18,780	7,057	8,331	251	12,300	212,650	175,281	434,650

収蔵に関しては、分野毎に次の収集方針により行っている。

- (ア) 歴史：本県に関わる中世・近世・近現代の歴史資料
- (イ) 民俗：本県の生産生業や手仕事に関する資料
- (ウ) 考古：本県出土の文化的価値の高い資料及びその関連資料
- (エ) 美術工芸：本県ゆかりの、室町時代の関東水墨画、中世末期～近世の初期狩野派、江戸後期の江戸文人画等
- (オ) 地学：本県産を中心とする岩石及び鉱物標本、塩原の植物や葛生の脊椎動物等の古生物の化石
- (カ) 植物：本県を中心とする押し葉標本や乾燥標本等
- (キ) 動物：本県を中心とする哺乳類、鳥類、昆虫等の骨格標本や複製標本

カ 事業

博物館の事業としては、採取や購入等による資料収集と保管。企画展・テーマ展の展示事業や企画展、テーマ展に併せて講演会・展示解説・各種講座を行っている。さらに、市町と連携して実施する学校移動博物館・地域移動博物館・移動講座等を実施している。その他、自然や動植物等の見学会や観察会、体験学習等々を行っている。

これら事業の回数等は以下のとおり。

- (ア) 企画展 年3回開催
- (イ) テーマ展 年11回程度開催
- (ウ) 常設展示 通年
- (エ) 市町連携事業（学校移動博物館、地域移動博物館等）年25回程度開催
- (オ) その他普及活動（講演会、講座、展示解説、現地見学会）年70回程度開催
- (カ) 調査研究活動 通年実施

キ 栃木県立博物館における課題（順不同）

本特定テーマに関するこれまでの委員会活動を通じて、委員が指摘した、または執行部自らが掲げた課題は以下のような点である。

- (ア) 施設設備の老朽化
- (イ) 収蔵庫の狭隘化と保管資料の整理
- (ウ) 常設展示の展示替え
- (エ) 生涯学習の推進、学校との連携
- (オ) 県内における他館等との連携交流
- (カ) 館内レストランとのタイアップ等による新たな魅力の創出
- (キ) 地域振興、観光振興の視点からのサポート
- (ク) 発信力の強化
- (ケ) 民間との協働（民間資金の導入等）
- (コ) 評価制度の導入

(3) 栃木県立美術館と栃木県立博物館の機能・役割等について

開館から栃木県立美術館が40年、栃木県立博物館が30年を経過したが、この間、我が国の社会経済環境は大きく変化し、これに伴い美術館や博物館を取り巻く状況や期待される役割も開館当初とは大きく変化してきている。

両館にあっては、こうした状況を真摯に受け止め、県民に開かれた館として、また、本県文化の拠点施設として、改めてその社会的使命を認識し、持つべき機能や果たすべき役割について、長中期的な観点から再検討を行う必要が生じている。

2 とちぎの元気につながる文化拠点施設の充実・強化に関する提言

県立美術館及び県立博物館は、開館からそれぞれ40年、30年にわたり、本県の文化振興の拠点としての役割を担ってきたが、社会経済情勢の変動に伴い、期待される役割も大きく変化しつつある。

そのため、両館における社会的使命を明確にするとともに、館長以下職員全員でその使命を共有化するよう意識改革を行うことが求められており、館長が強いリーダーシップを発揮できるよう組織改革を行い、経営改革を断行の上、館運営を行う必要があることから、以下のとおり提言する。

(1) 県民に開かれた美術館・博物館の確立

- ・ 利用者の満足度及びニーズを把握するとともに、来館しない県民や地域社会全体に対する貢献度についても意識し、多彩な事業の充実に努め、利用の増大を図ること。
- ・ そのため、利用者の心が解放される「憩いの場」や「交流の場」としての機能を確保するために、館内に県民が気軽に立ち寄って交流ができ、コンサートなども開催できるオープンスペースの確保や、館スペースの一部貸出、さらには、企画展の開催にあわせて館内レストランがタイアップした飲食メニューの提供を行うなどの新しい取組を積極的に展開していくこと。
- ・ また、特に女性の利用者増を図るため、女性の視点を取り入れた企画や常に入館者の立場に立って誰にでも分かりやすく、親しみやすい内容となるような説明、解説等について一層の工夫を行うこと。
- ・ さらに、館に対する認知度や期待度の向上を図るための戦略的な広報マーケティング機能の充実強化を図るとともに、友の会活動を促進し、館の活動を支える応援者やリピーターを拡大するとともに、館運営に県民や企業・団体等が幅広く参画・協力する仕組を整備すること。

(2) 他館や他分野等との連携強化

- ・ 本県内の美術館・博物館全体の底上げを図るため、収蔵品の相互利用を促進することはもとより、館運営上の課題や海外での調査研究成果などの情報を交換する場の提供や共通テーマによる共同企画展の開催等、他館との取組を推進すること。
- ・ また、県民の利用意欲を向上させるとともに潜在的な来館者の掘り起こしを図るため、栃木県博物館協会加盟館の周遊等、各館における多彩なサービスを提供できる仕組の創設を促進すること。
- ・ さらに、産業界や観光部門をはじめとする他分野と連携した事業を推進するとともに、海外の友好交流先である自治体との連携を強化するなど、知事部局所管の利点や特徴を活かした取組を展開することに加え、市町教育委員会や学校と連携協力して、教育内容に沿ったワークショップやギャラリートークなどの鑑賞プログラムを用意し、児童・生徒の来館促進を図ること。
- ・ また、両館は緑豊かな都市公園等と隣接する好位置に立地していることから、隣接する公園を管理する関係部局等と連携した事業を実施するなど、相互に有効利用を図っていくこと。

(3) 評価制度の導入

- ・ 両館の有する多面的な機能や社会的役割の増大への的確に対応するため、館の計画・目標を定め、運営や事業内容が適切に実施されているかを定期的に検証し、改善することにより、県民満足度の最大化に繋がるようP・D・C・A（Plan Do Check Action）のマネジメントサイクルを確立すること。
- ・ 両館において、総務部門、学芸部門が連携し館の運営や取組みについて評価を行うとともに、県（本庁）における両館サポート体制の充実を図ること。
- ・ また、評価に当たっては館長のリーダーシップの下で自己評価を行うのみならず、博物館協議会等の評価機能を十分に活用できる仕組みを構築すること。

(4) 情報発信力の強化

- ・ 2020年東京オリンピックをはじめ、本県近郊で開催される国際イベント等で来日する外国人観光客や国内観光客等の来館促進を図る誘客活動に加え、本県にゆかりのある大河ドラマなどとの関連企画展を開催するなど、これまで来館していない方々が館に足を運ぶ契機となるよう、館の魅力や幅広い楽しみ方を積極的に提案・発信していくこと。
- ・ また、広報担当の責任者を明確にするなど、情報発信について組織的に取り組む体制を整備すること。

(5) 人材の育成・充実

- ・ 質の高い活動を支える人材を育成するため、学芸員等の専門職員の研修に加え、全職員のマネジメント能力を高めるための研修を実施すること。
- ・ また、幅広い視野を持った学芸員や職員を育成するため、他の先進的な美術館・博物館との人材交流やネットワークの構築を進めること。
- ・ さらに、美術館・博物館が地域の文化・芸術の拠点施設として、その期待される社会的使命を果たしていくためには、館長の資質として、専門性やマネジメント能力はもとより、文化芸術の振興に情熱を持って取り組む姿勢が求められることから、館長については、県関係者に限らず、外部人材を登用していくこと。

(6) 文化資産の適切かつ有効な保管と活用

ア 収集・保管のシステム化

- ・ 館の社会的使命に適合した資料収集の新たな収集方針等に基づく適切な収集の適否の選別を実施するとともに、年々増加する資料を効率的に整理するために、資料収集から登録作業までの効果的な事務処理手法を構築すること。

イ 適切な収蔵環境の確保

- ・ 現在の収蔵品については、県内他の美術館・博物館等で保管・展示した方が適切なものもあると考えられることから、他館に対し積極的に無償貸出を行うとともに、分別整理のための調査を行い、現在の収蔵スペースの有効利用や必要な収蔵環境レベルに応じた収蔵品のランク付けを行うこと。
- ・ さらに、分別整理等の調査結果を踏まえ、資料の性質に応じた適切な収蔵環境を確保するため、未利用県有施設の有効利用を含め収蔵庫の増設等について、適切に対応していくこと。

ウ 資料収集機能の強化

- ・ 必要な資料を安定的に収集するためには、十分な規模の購入原資（基金）を確保することが重要であり、篤志家や民間団体だけでなく、多くの県民から幅広く寄附等を受入れのための仕組みを構築すること。

IV 栃木県における社会的養護体制の充実について

1 現状及び県の取組

(1) 社会的養護の現状

ア 社会的養護を担う施設等及び要保護児童の現状

社会的養護は、かつては、親がいない子ども等に対する施策が中心であったが、子育てをめぐる社会環境は大きく変化し、現在では、虐待を受けて心に傷を持つ子どもなど、保護者から適切な養育を受けられない子どもへの支援を行う施策へと役割が変化してきている。

全国・本県ともに児童養護施設に入所している児童の半数以上が被虐待体験を有しており、全国調査（平成20年3月1日現在）によれば、ネグレクト*が最も多く（70.1%）、次いで身体的虐待（38.7%）、心理的虐待（23.5%）の順となっている。また、社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加してきている。

栃木県の社会的養護の現状について

■児童福祉施設

H25.4.1現在

	乳児院	児童養護施設		児童自立支援施設	自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	情緒障害児短期治療施設	計	
		小規模グループケア	地域小規模児童養護施設					
施設数	3施設	11施設	(9施設 30箇所)	(9箇所)	1施設	3施設	1施設	19施設
児童定員	98名 (暫定：98名)	520名 (本体：466名) (地域：54名) (暫定：514名)	(124名) ※施設本体の内数	(54名)	60名 (暫定：29名)	24名	入所：35名 (暫定：21名) 通所：10名 (暫定：4名)	入所：737名 通所：10名
児童現員	63名	454名	—	(54名)	25名	17名	入所：21名 通所：2名	入所：580名 通所：2名

■里親

H25.4.1現在

区分	登録者等	委託児童数
養育里親	208名	68名
(うち専門里親)	(17名)	(2名)
養子縁組里親	13名	4名
親族里親	22名	34名
計	243名	106名

■ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

H25.4.1現在

施設数	1箇所	※H22.10.1開設
定員	6名	
現員	5名	

表5 栃木県の社会的養護の現状 (H25. 4. 1 現在)

※ネグレクト:家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの養育放棄のこと

児童相談所及び市町村が受け付けた児童虐待相談受案件数は、平成24年度において1,468件となっており、近年高止まりの状態にある。

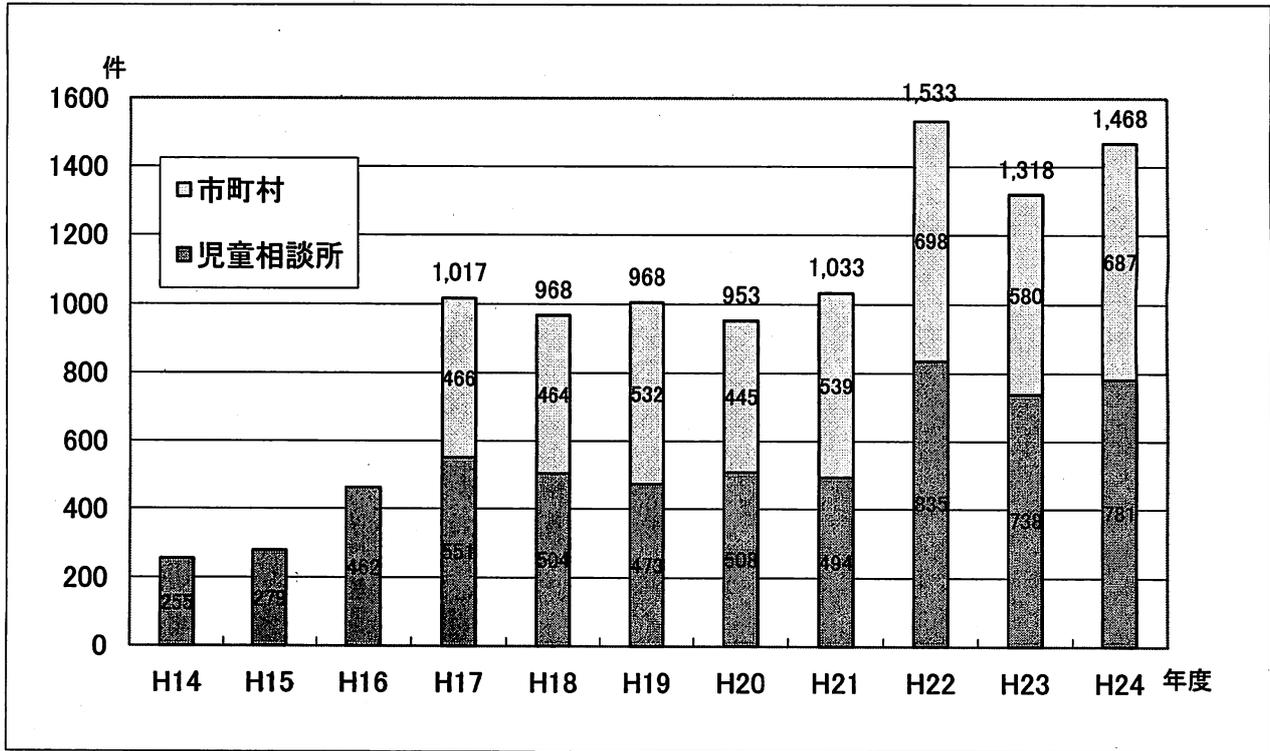


図1 栃木県における児童虐待相談受案件数の推移（児相＋市町村）

イ 退所児童等に対するアンケート調査

今年度、県が初めて退所児童等の実態を把握するためアンケート調査を実施したが、退所児童等の多くが、職場や学校での人間関係や金銭管理、孤独感・孤立感などの悩みを抱えていることが明らかになった。

(n=64人)

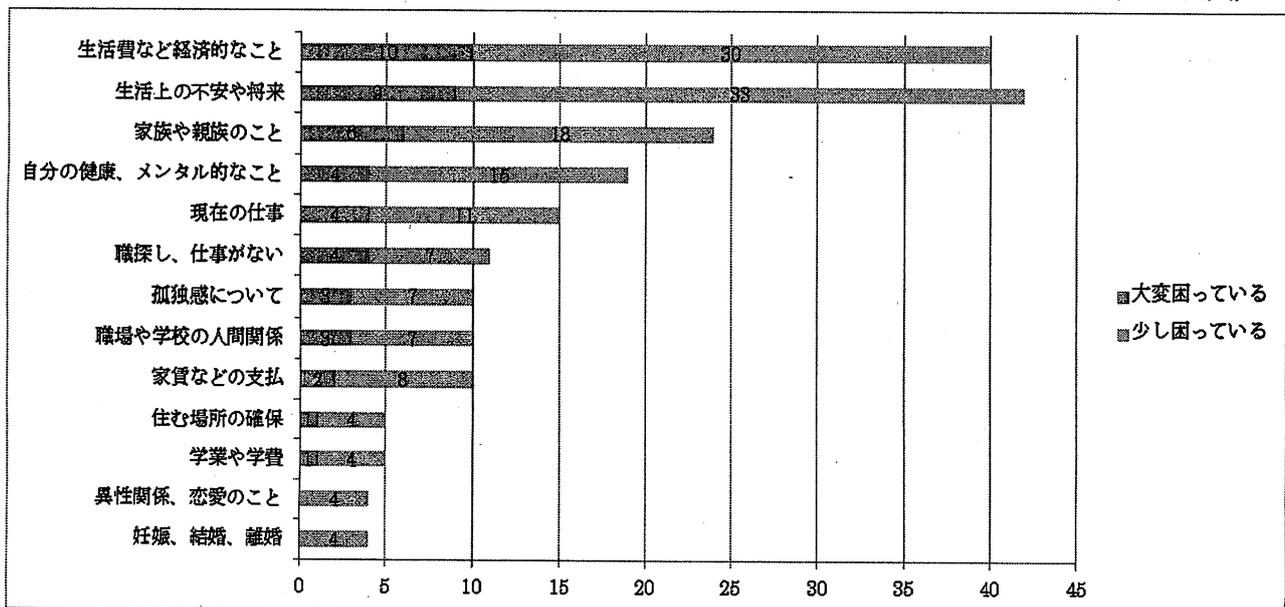


図2 退所児童等へのアンケート調査結果〔問：現在、生活の中で困っていることは〕複数回答可

(2) 県取組

ア 施設機能の強化と家庭的養護の推進

(7) 施設職員の配置基準引き上げ及び加算職員の配置

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえ、平成24年度から、施設の人員配置基準の引き上げを実施した（国措置費）。

これに伴う最低基準の引き上げは平成25年4月から実施した（条例改正）。

また、被虐待児の増加等を踏まえ、措置費の加算対象となる職員配置の充実に努めている。

- 里親支援専門相談員の配置（5施設）
- 職業指導員の配置（3施設）
- 個別対応職員*、家族支援専門相談員、心理療法担当職員は全施設に配置

(4) 小規模グループケアの導入及び里親登録数、里親委託児童数等の増加

社会的養護が必要な児童に対し、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で養育することができるよう、施設のケア単位の小規模化を進めるとともに、県内3児童相談所に里親委託推進員を配置して、里親やファミリーホームへの委託を推進している。

- 小規模グループケアの導入 9施設30箇所124名
- 地域小規模児童養護施設 9箇所 54名
- 里親登録数 243世帯
- 里親等委託児童数 111名（ファミリーホーム含む）
- 里親等委託率 18.1%

（いずれも平成25年4月1日現在）

イ 家庭支援機能の強化

(7) 要保護児童対策地域協議会に対する巡回訪問指導の実施

平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や「要保護児童対策地域協議会」が法定化されるなど、要保護児童対策について地域の関係機関が連携する体制が整えられた。県では、市町の要保護児童対策地域協議会への巡回訪問指導（平成24、25年度において各9市町実施）等を通して、地域の家庭支援機能の強化に努めている。

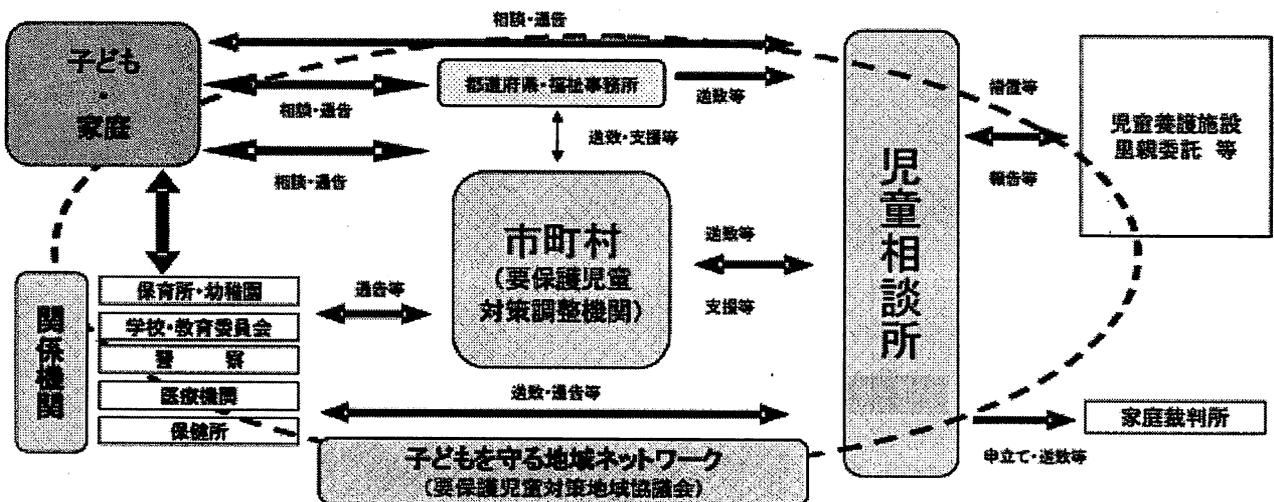


図3 地域における要保護児童対策の体系

*個別対応職員：被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応や保護者への援助等を行う職員を配置して、虐待を受けた児童等への対応の充実に努めるもの

- (イ) BPプログラムファシリテーター※1の養成など家族支援事業の実施
初めて子育てをする母親に対する親子の絆づくりプログラム（BPプログラム※2）を実施する市町のファシリテーター養成（平成24年度46名受講）や児童相談所による家族支援プログラム（親を対象）、被虐待児フォローアップ事業（子を対象）の実施、さらに、外部機関への委託によるMY TREEペアレンツ・プログラム※3や保護者等カウンセリング※4の実施により家族支援に努めている。

ウ 自立支援策の強化

- (ア) 自立援助ホームの充実や施設から進学する児童への支援
今年度新たに自立援助ホームを設置した。（3→4施設に増。なお、平成23年度から自立援助ホームからの高校への通学が可能となっている。）
また、施設措置費や里子への養育費等による教育・自立支援のほか、平成23年度から、篤志家の寄附を活用して施設から大学等に進学する際の自立応援奨学金事業を実施している。さらに、3つの児童養護施設に職業指導員を配置して、児童の適性や能力等に応じた職業選択等の就労・自立支援を行っている。
- (イ) 退所児童等アフターケア事業の実施
平成23年度から、施設退所児童等を対象に生活・就業上の相談支援、自助グループの育成支援、職場体験実習、職場訪問見学等を実施する退所児童等アフターケア事業を実施している。（平成23年度・平成24年度：NPO法人に委託。平成25年度：「とちぎユースアフターケア事業協同組合」に委託。）
- (ロ) とちぎユースアフターケア事業協同組合による自立支援
児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立を支援するため、児童養護施設や自立援助ホーム等が集結して本年6月に「とちぎユースアフターケア事業協同組合」を設立した。県は、組合設立に至る過程に参画し助言指導を行うとともに、退所児童等アフターケア事業や、一部篤志家の寄附を活用した協働援助事業※5により組合の活動を支援することとしている。

※1 BPプログラムファシリテーター：BPプログラムを決められた実施計画に基づいて企画し、実施する人のこと

※2 BPプログラム

NPO法人「こころの子育てインターねっと関西」が、0歳児の子どもを初めて育てている親のために、①親子の絆づくり ②親同士の仲間づくり ③乳幼児期に必要な基礎知識の獲得 の3つを目的として開発した学習とサポートの新しい親支援のプログラムのこと

※3 MY TREEペアレンツプログラム（委託先：NPO法人だいじょうぶ）

保護者自身のセルフケアと問題解決力を回復させることで虐待行動の終止を図る

※4 保護者等カウンセリング（委託先：作新学院大学）

個別カウンセリングにより保護者の虐待に至る心理的背景等を理解し、誤った子育ての修正を図る

※5 協働援助事業

生活、住居、就労等に関する相談と必要な支援、緊急小口生活資金等の貸付、低廉な住居提供者の開拓、理解ある雇用主の開拓、法律相談など専門的な相談に関する支援、自助グループの育成支援、退所を控えた児童に対する自立支援プログラムの実施

2 栃木県における社会的養護体制の充実に向けた提言

今回、「栃木県における社会的養護体制の充実」の調査・研究を進めるに当たり、3つの重点調査項目を設定し、一貫して現場の声、当事者の声を聴くことに重点を置いて取り組んできた。

この問題の間口は広いと、当委員会では、様々な課題意識を持ちながらも、ある程度テーマを絞って県内外の調査や参考人からの意見聴取、それらを踏まえた委員間討議を行った。本県における社会的養護体制の充実に向けて以下のとおり提言を行うものである。

「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育てていく」という社会的養護の基本理念に沿って、社会の宝である子どもたちの成長を地域全体で見守っていく取組が今まさに求められている。かつて日本には、地域の中で親を含めた多くの大人が関わりを持って地域の子どもの育てる風土や文化があり、子どもたちは、日常生活の中で社会のルールやマナーを学び、豊かに成長することができた。

今、改めてそのような地域社会が必要とされているという認識を持って、行政のみならず県民一人一人が出来ることから取組を始めることが求められている。

(1) 施設機能の強化と家庭的養護の推進

ア 小規模な単位での家庭的養護の推進とそれを支える専門性の高い職員の養成

- ・ 県内の児童養護施設において進められている小舎制や小規模グループケアなど小規模な養育単位の導入は、「家庭に近い生活体験を持てる」、「集団生活によるストレスが少なく、子どもたちの個別の状況に合わせた対応をとりやすい」、「大切にされる体験を持ち、愛着関係を形成しやすい」、「家庭のイメージを持てる」などの点で、子どもに非常に良い効果をもたらしており、今後も積極的に推進していくこと。
- ・ 一方、小規模ケアを支えているのは現場の職員であるが、彼らは、被虐待児が入所児童の半数を超え、障害を持つ児童も増加する中で、子どもたち一人一人を受け止める重責を担っている。

しかしながら、小規模ユニットゆえに、経験豊富な先輩の行動を見て学んだり、現場で直にアドバイスを受ける機会を得にくくなっている。また、概して人生経験の浅い若い職員も多く、各施設では対応に苦慮している状況がある。

このため、このような人材育成の課題に対応することは喫緊の課題であり、小規模ユニットの中で、被虐待児等を含めた入所児童に対する確な対応ができるよう、施設側と十分意思疎通を図りながら施設職員の研修体系を構築するなど、専門性の高い職員の養成を推進すること。

- ・ また、参考人（教員）から、施設職員の専門性向上とともに、社会的養護や虐待等に関する教員の理解促進に関し、学区内に施設を持つ学校を対象に研修を望む声があったが、教育委員会と連携の上、対応していくこと。

イ 里親委託の一層の推進

- ・ 社会的養護体制の中でも、より家庭的な養育環境を提供できる里親委託を、一層推進していくこと。
- ・ 一方、登録里親の中には、家族や家庭環境の変化によって里子の受入れが困難となる場合があり、里親登録数を増加することはもとより、里親に対するサポート体制の充実を図ること。
- ・ 里親制度は、住民に最も身近な市町村の関わりが薄く、住民への制度の普及が進まないとの指摘があるため、市町村と連携した里親制度の広報、里親登録推進に取り組めるような環境づくりを進めること。
- ・ また、施設と同様、里親に委託される子どもは、被虐待経験があり心に傷を持つ場合が多く、子どもと向き合う里親のサポートが重要である。県は、県内すべての児童相談所に配置した里親委託推進員により里親委託の推進、相談支援、新規里親開拓を実施しているほか、段階に応じた里親研修、ベテラン里親を里親アドバイザーとして登録し地域の相談体制の充実に努めているが、さらに、現在5つの児童養護施設等への配置に止まっている里親支援専門相談員の配置拡充を進め、里親支援のさらなる充実と里親委託の推進を図っていくこと。

(2) 家庭支援機能等の強化

ア ネグレクト家庭等への支援による虐待・親子分離の未然防止

- ・ 少子化の中にあっても様々な問題を抱える子どもは増加の一途を辿っている。NPO法人「だいじょうぶ」が運営する「Your Placeひだまり」では、ネグレクト家庭等に対する支援が非常に熱心かつ粘り強く行われていた。「どんな親でも子どもにとっては代え難い親である。」という代表者の言葉に、我々は改めて、子どもにとって親の存在がいかに重要かを認識したところである。
- ・ 親が出来ない部分を第三者が補完することで適切な養育を確保し、併せて、自身も虐待による心の傷を持つ親をも支援しようという「ひだまり」の取組は、「子どもたちに『家庭』を提供する」、「親子分離の深刻な事態に至らせない」、「虐待を次世代に繋げない」ための取組として、要支援・要保護の概念にとらわれず、協働や効果・効率の点からも画期的な取組であり、県内調査を行った自立援助ホームにおいても、その必要性が指摘された。
- ・ このような取組を県内に普及できるようにしていくことが重要であり、そのためには、県と市町村が連携して事業の立ち上げを下支えしたり、立ち上げ後は要保護児童対策地域協議会と十分な連携を図って、より支援の必要性が高い児童や家庭に対し効果的な支援を行えるようにすること。
- ・ さらに、実施主体となるNPO法人等の活動を維持していくためには「寄附文化の醸成」が必要であり「寄附文化の醸成」に向けた啓発を進めること。
- ・ 昨年度から新たに開始されたMY TREEペアレンツ・プログラム（県委託事業）による、虐待してしまう親への支援は、非常に大きな効果を上げており、このような取組の拡大を図ること。

イ 児童家庭支援センターの設置

- ・ 県外調査を実施した「光の園」においては、複合施設のメリットを最大限に活かした、地域の要支援家庭に対する相談援助が行われているが、その中心的役割を果たしているのが児童家庭支援センターであった。

現在、本県に児童家庭支援センターは設置されていないが、センターは児童相談所からの委託による児童及びその家庭の支援に止まらず、市町村の求めに応じ技術的助言等を行う役割を併せ持ち、専門性の高い支援や、必要に応じ施設退所後の家族再統合の支援を行うなど重要な役割を担うことが期待されており、本県においても早期に設置していくこと。

(3) 自立支援策の強化

ア 退所児童等への就労支援の充実強化

- ・ 施設等を退所後、自立して生活していくためには、就労が前提となることから、退所児童等が仕事に就ける手立てをより多く作っていくことが必要であり、「とちぎユースアフターケア事業協同組合」による自立支援策のほか、職場探しや就職先との調整など複数のチャンネルを確保していくこと。
- ・ 現在3施設に止まっている職業指導員の配置拡充を進めること。

イ とちぎユースアフターケア事業協同組合による自立支援策の推進

- ・ 「とちぎユースアフターケア事業協同組合」が将来にわたって自立支援に取り組んでいけるよう持続可能な仕組の構築に向けて支援するとともに、「寄附文化の醸成」に向けた啓発や、社会的養護に関する県民意識の高揚のための県民や企業等への広報・情報発信の強化を図ること。
- ・ 退所児童等が自立した生活を送るためには、前提として、子ども期の健全な心身の発達、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が必要であり、自立までの間に生活スキル、社会的スキルを獲得し、一人の人間として生きていくための基本的な力を持つ必要があるため、それを可能とする体系立てられた自立支援プログラムを実施していくこと。

なお、参考人（里子経験者）から、自身が参加した自立支援プロジェクトが大変貴重だったことや、県内で受けられるようになることへの期待が述べられたところであり、先進事例も参考にすること。

また、自立への不安を抱えている子どもたちには、社会で活躍する「先輩」の存在が大きな励みになる。これから自立する子どもや、自立して間もない子どもたちにとって、「先輩」から教えてもらうこと一つ一つが貴重な財産となることから、先輩との交流を組み込んでいくこと。

- ・ 効果的な自立支援策を実施していくためには、今回、県が初めて行った「退所児童等へのアンケート調査」を今後も定期的の実施する等、施策効果を検証できる仕組を構築すること。

V おわりに

まず初めに、特定テーマの調査研究に当たり、自らの体験や知見を惜しみなく提供して下さった参考人の方々や現地調査先の施設長、館長をはじめ関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

とりわけ、社会的養護のもとで生活することになった経緯やその後の体験を、逞しくも凜とした表情で正面を向き、自らの言葉で堂々と語って下さった参考人の姿に、その場にいた全員が言葉では言い尽くせない感動に包まれたことを忘れない。

本報告書は、特定テーマに係る本県が抱える課題の解決に向けた方向性等について、提言として取りまとめたものである。

県立美術館及び博物館にあっては、その収蔵品の一つ一つが県民からお預かりしている大切な財産であることを常に意識し、調査・研究や展示を通して県民に還元するとともに、県内外に対して力強く発信していくことが必要である。

また、周辺施設等と一体となり、来館されるの方々に対し、慌ただしい日常から離れた知的な時空間を提供できるような工夫も積極的に取り組んでほしい。

社会的養護体制の充実は確かに重要な課題であるが、それ以前に支援や保護が必要となる子どもや家庭をなくす取組が重要である。

健やかな子どもは、健やかな地域社会により育まれる。かつての大家族や地域の助け合いの機能が弱体化するなか、県民一人一人が、社会の宝であるとちぎの子どもを、みんなで守り育てていくことを強く意識していく必要がある。

また、参考人招致の際、里子の経験がある方が、ペットの飼い主を募集するときに「里親」という言葉が使われており疑問を感じている、と心情をそっと吐露された。

この一言からも社会的養護を取り巻く様々な問題に対し、より一層の県民の理解と配慮が求められていることを忘れてはならない。

執行部においては、本テーマに関しては、これまで、県議会一般質問等をはじめ幾度か問題提起がなされ、検討や様々な試みが繰り返されてきている一方、未だ根本的な解決に至っていないことをしっかり踏まえ、県立美術館及び博物館が、とちぎの元気につながる文化拠点施設としての機能を十分に発揮できるよう、また、次世代を担うすべての子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、計画的かつ着実に取り組まれることを強く希望する。

最後に、今回取り上げた2つのテーマに共通するが、県民参加の更なる充実を図るためには、県民自ら積極的に行動することはもとより、様々な活動を支える基盤として寄附文化を醸成するなど、社会貢献活動への理解促進によって、より多くの県民が参画できる環境を整えることが重要である。

県議会においては、執行部において本提言を踏まえた実効ある施策が推進できるよう奮励努力することを申し添え、本委員会の報告とする。

VI 委員会委員名簿

生活保健福祉委員会	【敬称略】
委員長	金子 裕
副委員長	横松 盛人
委員	渡辺 さちこ
委員	西村 しんじ
委員	松井 正一
委員	増淵 三津男
委員	神谷 幸伸
委員	木村 好文
委員	梶 克之

VII 調査関係部課

県民生活部	県民文化課	県立美術館	県立博物館
保健福祉部	こども政策課		